



福岡医発第 3341 号 (地)
令和 7 年 3 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

医師法に基づく 2 年に一度の医師の届出について (再周知のお願い)

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

医師法に基づく 2 年に一度の医師の届出につきましては、令和 6 年 12 月 2 日付け福岡医発第 2371 号 (地) にてご案内いたしましたが、現在の届出状況から、まだ届出を行っていない医師がいることが見込まれるとのことです。

医師届出票は、重要な基礎資料となるだけでなく、本届出票を基に「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されます。(※届出を行わない場合、検索しても「条件に該当する医師等は存在しません」と表示されます。) 休業中や現在診療に従事していない場合も含め、全ての医師に届出を行っていただく必要があります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、現時点でまだ届出を行っていない場合には、速やかに届出 (オンライン又は紙の届出票を保健所へ提出) いただくよう貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【参考】

福岡県ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ishi-shikaishi-yakuzaishi-r06.html>

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/iryojujisha-todokede-sys.html

医療従事者届出システム (※オンラインでの届出)

<https://static.iryokujujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/>

(※ 4 月 1 日～4 月 18 日は利用不可)

日医発第 2149 号（地域・情シ）

令和 7 年 3 月 1 7 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 長 島 公 之

常任理事 今 村 英 仁

（公印省略）

医師法に基づく 2 年に一度の医師の届出について（再周知のお願い）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局医事課より、標記に関する周知依頼がありました。

医師法に基づく 2 年に一度の医師の届出につきましては、令和 6 年 11 月 22 日付（日医発第 1459 号(地域・情シ)）の文書や日医ニュース（同年 12 月 20 日号）でご案内いたしましたが、現在の届出状況から、まだ届出を行っていない医師がいることが見込まれるとのことです。

医師届出票は、重要な基礎資料となるだけでなく、本届出票を基に「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されます（※届出を行わない場合、検索しても「条件に該当する医師等は存在しません」と表示されます）。休業中や現在診療に従事していない場合も含め、全ての医師に届出を行っていただく必要があります。

つきましては、現時点でまだ届出を行っていない場合には、速やかに届出（オンライン又は紙の届出票を保健所へ提出）を行っていただくよう、会員への再周知をよろしくお願い申し上げます。

【参考】

◆厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/iryokuujishu-todokede-sys.html

◆医療従事者届出システム（オンラインでの届出）

<https://static.iryokuujishu-todokede-sys.mhlw.go.jp/> （※4/1～4/18 は利用不可）

◆日本医師会ホームページ

<https://www.med.or.jp/doctor/region/001757.html>

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 14 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医事課

医師法に基づく 2 年に一度の届出について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項の規定により義務づけられた 2 年に一度の医師の届出について、本年 1 月 15 日を提出期限として実施したところです。

医師届出票は、公的統計を作成する基礎資料となるだけでなく、国や都道府県における医師確保対策について検討する上でも重要な基礎資料となるものであり、また、医師においては、本届出票を基に「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されることになります。

なお、令和 4 年度から、医療機関等に勤務する医師について、オンラインによる届出が可能となりました。引き続き、オンラインで届出を行っていただくことができますが、オンラインによる届出が困難な場合については、従来どおり、保健所に紙媒体で届出を行っていただくことも可能です。

（なお、当分の間、届出は可能ですが、オンラインによる届出は、4 月 1 日から 18 日までの期間は行えません。）

休業中の方も含め、全ての医師に届出をしていただく必要があるため、現時点で、まだ届出を行っていない場合には、速やかに届出していただくよう、貴会会員の方々への周知について、改めて特段のご配慮をお願いいたします。